

発議第4号

飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会の調査経費の追加についての決議

飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会の調査経費（平成28年9月28日、議決額10万円以下）に130万円を追加する。

以上のとおり決議する。

平成28年11月28日提出

飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会  
委員長 洞口和彦

【提案理由】

地方自治法100条第1項に基づく調査は、関係人の出頭及び証言並びに記録の提出の請求等調査対象になる事務も広範であり、権限の適正行使や、法律に定められた権限を適正に発動し調査を行うため弁護士の専門的な知識や助言が必要である。

また議事録の作成や調査報告のまとめについても、多くの時間や、専門的な知識が必要である。

よって必要な経費の増額を求めるものである。